

追加支給（オンライン学習に係る通信費）について

1. 概要

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業及び段階的 school 再開期において、どもたちの学びを保障できるように、給付金支給対象者に対して、「オンライン学習に係る通信費」を支援するため、給付金の追加支給が行われることになりました。

2. 対象者

下記のいずれかに該当し、家庭におけるオンライン学習に係る通信費を負担する者

- 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯
- 家計急変による経済的理由から、「保護者等全員の当該年度の県民税及び市町村民税が非課税世帯である世帯」に相当すると認められる者。

※現時点で通信費の負担が生じていなくても、今後、負担する見込みがある場合希望可能です。

※生活保護世帯については、生活保護費（生業扶助）で実費額が支給対象となるため、給付金の追加支給は対象外となります。

3. 給付額

1人当たり 年額 10,000 円(月額に換算した場合:1,000 円(6月～翌3月の10月分))

家計急変の方の場合は基準日によって支給額が変わります (単位:千円)

基準日	加算額	基準日	加算額	基準日	加算額
7月1日	10,000	8月1日	8,000	9月1日	7,000
10月1日	6,000	11月1日	5,000	12月1日	4,000
1月1日	3,000	2月1日	2,000	3月1日	1,000

※ 通信費が 10,000 円に満たない場合でも、定額 10,000 円の支給となります。

4. 申請方法

奨学給付金申請時に別添の「オンライン学習の通信費に係る誓約書（様式 1 2）」を提出してください。

※様式 1 2 の提出があれば、別途添付書類による確認は必要ありません。

※学校がオンライン学習をしていなくても、生徒が自主的に ICT 機器を活用した家庭学習を実施する場合も支給対象になります。

※ただし、様式 1 2 の提出がなければ支給対象になりませんのでご注意ください。

5. 支給方法

奨学給付金の支給時に加算して支給します。